

令和6年3月11日  
環境保全課 水質・地質係

## 船橋市環境保全条例第40条第1項に基づく排水基準の変更について

### 1. 改正の趣旨

国において、環境基本法に基づく水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目である「六価クロム化合物」については、新たな科学的知見を踏まえ、令和4年4月1日に基準値の変更が行われました。

また、生活環境の保全に関する環境基準の項目である「大腸菌群数」については、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことを踏まえ、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標である「大腸菌数」への変更が行われました。

こうした環境基準の見直しを受け、令和6年1月25日に水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の改正の一部が次のとおり改正されました。

#### 【排水基準】

- ・六価クロム化合物の許容限度を「0.5 mg/L」から「0.2mg/L」とする。
- ・「大腸菌群数」を「大腸菌数」とし、許容限度を「3,000 個/cm<sup>3</sup>」から「800CFU（コロニー形成単位）/ml」とする。

この改正にあわせ、船橋市環境保全条例施行規則を一部改正し、公共用水域に排出される排水の規制基準等を国と同一の基準値に改めるものとします。

### 2. 改正の内容

#### (1) 六価クロム化合物

別表第6 その1で定める六価クロム化合物に係る排水の許容限度を「0.5mg/L」から「0.2mg/L」へ改めるものとします。

#### (2) 大腸菌群数

別表第6 その2及びその3で定める規制基準の項目を「大腸菌群数」から「大腸菌数」へ改めるとともに、許容限度を「3,000 個/cm<sup>3</sup>」から「800CFU（コロニー形成単位）/ml」へ改めるものとします。

### 3. 施行予定日

#### (1) 六価クロム化合物

令和6年4月1日

なお、経過措置として、施行日前に設置された事業所（建設工事中のものを含みます。）に対しては、令和6年9月30日まで、従前の基準 0.5 mg/L を適用します。

#### (2) 大腸菌群数

令和7年4月1日